

【林構成員】に対する対応

【事務局意見】

1) について

- ① 「関係機関の連携による途切れのない支援を行う上で不可欠であり」の部分について

被害者支援のために民間の支援団体の果たす役割が重要であることや、民間支援団体が支援の提供者として不可欠の存在であることは、基本法22条、基本計画Ⅲ重点課題④等に明記されており、本検討会においても基本的なコンセンサスが得られていると思料するから、民間団体の意義を記述するに当たって最初に確認しておくことは有益と考える。なお、基本法及び基本計画は、国・地方公共団体と民間団体の連携・協力を定めており、国・地方公共団体の取組状況が民間団体の意義に直ちに消長を及ぼすことは予定されていない。よって、原案のとおりとしたい。

- ② 民間団体の意義について「期待されており」と付加している部分について

第1 1は、第2以下において民間団体への財政的援助の在り方を検討する前提として、現状を踏まえつつ、より広く、民間団体において果たすことが可能な役割等も含めて民間団体の意義を指摘しており、敢えて「期待されており」との文言を盛り込む必要がない一方、当該記述をことさらに付加すると、現在の民間団体が十分ではないにしても既に一定の役割を果たしていることを否定しているとの誤解を与えかねない。よって、原案のとおりとしたい。

- ③ 公的支援との比較に言及している部分について

②記載のとおり、第1 1は、民間団体において果たすことが可能な役割等も含めて民間団体の意義を指摘しているところ、一般に、法規程等の整備や被害者の認定を要する公的機関より、民間団体の方が柔軟、迅速な対応が可能であることは、被害者支援の分野に限らず認知されているところであり、この点は、本検討会のヒアリング等においても指摘されている。よって、原案のとおりとしたい。

2) について

- ① 犯給法の改正年に言及すべきとの部分について

ご指摘を踏まえ

『「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」(昭和55年法律第36号)の平成13年改正法(平成13年法律第30号)に基づき』

と修文することとしたい。

- ② 「早期」の意味について言及すべきとの部分について

当該部分は、早期援助団体の法的根拠を簡潔に示すことを目的として付記した注にとどまるから、制度内容に関する記述まで行うことは不要と考える。

よって、原案のとおりとしたい。

なお、個々の早期援助団体は、早期段階で支援が終了するという考え方によらず、引き続き支援を行っているものと承知している。

【中島構成員】に対する対応

【事務局意見】

御指摘を踏まえ

「(注)現在、早期援助団体11団体及びそれを目指す団体33団体が加盟する
全国的な傘団体として全国被害者支援ネットワークがある。」

を付加することとしたい。

【警察庁】に対する対応

【事務局意見】

御意見のとおり修文をすることとしたい。

【総務省】に対する対応

【事務局意見】

第1 2は、第2以下において民間団体への財政的援助の在り方を検討する前提として、既存の財政的援助を含めた国と地方公共団体の役割分担に関する基本的な考え方を示した部分であるから、ご意見の趣旨は、「等所要の」との記述中に含まれているが、第3 3における地方財政措置に関する記述の理解にも資すると考えられることから、ご意見を踏まえ、下記のとおり修文を行うこととしたい。

なお、「国庫補助」については早期援助やその全国的な傘団体に関して、「地方財政措置」についてもDV関係の民間団体に関して既にとられているから、「今後、」との記述はできない。

「情報提供等を行うとともに、**地方公共団体の取組状況等を踏まえ、国庫補助や地方財政措置等所要の財政上の措置を講ずることを検討すべきであるが適当であると考えられる。**」